

# 南国市コミュニティバス運行業務委託 特記仕様書

## (適用範囲)

第1条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、南国市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「南国市コミュニティバス運行業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

## (運行業務委託期間)

第2条 本業務に係る期間（以下「委託期間」という。）は、令和4年10月1日から令和6年9月30日までの毎日2年間とする。

## (本業務の目的)

第3条 甲が平成30年7月に策定した「南国市地域公共交通網形成計画」（以下「本計画」という。）に基づき、甲が乙に対し南国市コミュニティバス運行業務を委託することで、市民の日常生活における移動ニーズに対応することを目的とする。ただし、本計画期間は平成30年度から令和4年度までとなっており、令和4年度において次期公共交通計画となる「(仮称)南国市地域公共交通計画」（以下「次期計画」という。）を本策定することから、甲と乙は十分な協議をし、乙は次期計画に基づく運行業務も受託することとする。

## (本業務の対象路線)

第4条 本業務の対象路線は、以下のとおりとする。ただし、本業務開始前及び本業務の期間中にあっても、南国市地域公共交通会議の承認による他、合理的な理由に基づき対象路線の変更が生じる場合がある。この場合、甲と乙の協議により、対象路線の変更が真に必要な時は、乙は対象路線の変更に対応するものとする。

路線名	路線運行経路	時刻表	ダイヤパターン
①高知医大～久枝線	別紙1	別紙2	別紙3
②植田～JA高知病院線			
③前浜～JA高知病院線			
④医療センター～十市～後免町線			

(本業務の実施)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書並びに次に示す関係法令等に基づき実施するものとする。また、疑義が生じた場合は、甲と乙が必要に応じて協議することとする。

- ①交通政策基本法（平成25年法律第92号）
- ②道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ③道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ④地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- ⑤南国市地域公共交通網形成計画（次期交通計画を含む。）
- ⑥第4次南国市総合計画
- ⑦第2期南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ⑧南国市都市計画マスタープラン
- ⑨南国市立地適正化計画
- ⑩その他関係法令、政令、省令、基準、計画等

(運行車両等)

第6条 甲が所有する運行車両について、各路線の運行に日常的に供する車両（以下「常用車両」という。）は以下のとおりとし、甲乙間で別に締結する「南国市コミュニティバス運行車両等に関する使用貸借契約書」に基づき、甲から乙に無償貸与する。

路線名	常用車両
①高知医大～久枝線	日野ポンチョ（定員27人）
②植田～JA高知病院線	日野ポンチョ（定員27人）
③前浜～JA高知病院線	日産キャラバン（定員10人）
④医療センター～十市～後免町線	日産キャラバン（定員10人）

2 乙は、各路線の常用車両が点検、故障、その他の事由により運行に供することができない場合、甲が所有する予備車両を次のとおり配置することとし、「①高知医大～久枝線」の受託者は当該予備車両を管理することとなる。この場合においても、甲乙間で別に締結する「南国市コミュニティバス運行車両等に関する使用貸借契約書」に基づき、甲から乙に無償貸与する。

路線名	予備車両
①高知医大～久枝線	日野リエッセ（定員29人）及び乙所有車両
②植田～JA高知病院線	乙所有車両
③前浜～JA高知病院線	乙所有車両
④医療センター～十市～後免町線	乙所有車両

上記「乙所有車両」とは、乙が所有する車両を予備車両として運行に供するものであって、運転手を除く乗客10人を運送可能な1台もしくは2台の車両をいい、車検、点検、保険加入その他法令により必要となる手続等すべて乙の負担において配置するものをいう。

(本業務に係る車両管理等)

第7条 前条に掲げる甲から乙に無償貸与を受ける本業務に係る車両(以下「本市業務車両」という。)の管理等について、乙の費用負担により車庫や管理場等を確保することとし、併せて、関係法令を遵守し、善良な管理者の注意を以って実施することとする。

2 本市業務車両に係る法定点検、自動車検査登録制度(車検)、自動車保険、その他法令で定められる関係機関への諸手続き等については甲の負担とする。ただし、前条第2項に示す乙所有車両については乙の負担とする。

(運行時刻及びダイヤパターン)

第8条 本業務に係る運行時刻及びダイヤパターン(以下「運行ダイヤ」という。)は別紙2並びに別紙3のとおりとする。ただし、本業務開始前及び本業務の期間中にあっても、南国市地域公共交通会議の承認による他、合理的な理由に基づき運行ダイヤの変更が生じる場合がある。この場合、甲と乙の協議により、運行ダイヤの変更が真に必要である時は、乙は運行ダイヤの変更に対応するものとする。

(運賃)

第9条 1人1乗車あたり定額200円とし、別紙4に示す運賃ゾーンをまたぐ乗降が生じた場合は、1人1乗車あたり定額300円とする。また、運賃割引制度は別紙5のとおりとする。ただし、本業務開始前及び本業務の期間中にあっても、南国市地域公共交通会議の承認による他、合理的な理由に基づき運賃あるいは運賃割引の変更が生じる場合がある。この場合、甲は乙に対し運賃あるいは運賃割引制度の変更指示をし、乙は運賃あるいは運賃割引制度の変更に対応するものとする。

(本業務の形態)

第10条 本業務に関し、乙は、本仕様書第4条に規定する各路線別に、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)による一般乗合旅客自動車運送事業の許可(以下「許可」という。)を受けて定時定路線型運行を実施することとする。また、運賃収受(現金又はICカード「ですか」によるキャッシュレス決済(以下「IC決済」という。)をいう。)、ICカード「ですか」への現金チャージ(以下「ICチャージ」という。)及びICチャージされた現金の保管、乗客への乗降時の配慮及び対応等、本業務に関する業務は全て乙が行うものとする。ただし、甲のみ可能な業務を除く。

(体制及び設備等)

第11条 本業務の実施にあたり、関係法令等に規定される運転者、運行管理者及び従業員等、人

的体制を乙の負担で確保することとする。また、本仕様書第6条で規定される甲から無償貸与を受ける車両、当該車両に係る車両付属品等、本業務の実施にあたり、本仕様書並びに関係法令等に基づく営業所等の施設、機材等を乙の負担で調達し整備することとする。ただし、本業務の運行時間中に係る車両待機スペース等、甲が負担すべきものは除く。

(停留所標識の管理業務)

第12条 乙は、甲乙間で別に締結する「南国市コミュニティバス運行業務に係るバス停留所標識使用貸借契約」に基づき、別紙6で掲げる甲が所有するバス停留所標識（以下「バス停」という。）の管理を実施することとする。ただし、乙は地域公共交通の運行者として利用者の利便性と安全を確保するための管理を行い、特に可動式のバス停については、台風接近時などにおいてバス停が第三者や周囲に損害を及ぼすようなことのないよう適切に管理し、併せて、甲と乙が綿密な情報共有を実施することとする。

(本業務に係る報告等)

第13条 乙は、本業務に係る路線の各便（上り、下り）の利用人数、運賃収入額（現金又はIC決済による収入額）及び当該件数、並びにICチャージにより乙が乗客から受け取った現金（以下「チャージ現金」という。）合計額及び当該件数を毎月取りまとめ、翌月10日までに甲に報告するものとし、併せてチャージ現金は乙が保管し、乙が報告時に甲にチャージ現金を手渡すこととする。ただし、上記収入のほか、運行に関し乙が収入した金銭（以下「その他収入」という。）がある場合にも同様に、乙は甲に報告することとする。

(国庫補助金等申請業務)

第14条 本業務に係る路線において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号）に基づく地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下「国庫補助金」という。）の補助対象路線である場合、乙は甲の指示に従い、甲が主体的に実施する当該補助金等申請事務に係る資料提供及び事務補助を実施することとする。その他、国庫補助金に類する制度の適用がある場合も同様とする。ただし、甲の指示により乙が実施する作業に係る費用負担は、乙が負担することとする。

(本業務に係る委託費の取扱い)

第15条 本業務に係る委託費は、路線別に甲乙間で別に締結する「南国市コミュニティバス運行業務委託契約書」（以下「運行契約書」という。）に定める運行委託金額を上限額として、この金額から乙が直接收受する現金運賃収入（IC決済を除く。）及び乙から甲へ報告するその他の収入を控除した金額を、甲から乙に対して支払うこととする。ただし、IC決済に係る収入は本来であれば乙に帰属することとなるが、甲とICカード取扱者である株式会社ですか（以下「株ですか」という。）との間で別に締結する「ICカードシステム使用に関する基本契約」により、IC決済に係る収入は株ですかから甲に対し振り込まれ、甲に帰属する。そのため、委託費から控除しない性質のも

のとなり、結果、乙に帰属すべき同額を甲が委託費として充当し乙に対して支払うこととする。

2 委託費の支払いは毎月後払いとし、各月の委託費支払い上限額（以下「各月上限額」という。）は運行契約書に記載される運行委託金額を委託期間の月数で除した金額とする。この場合、1円未満の端数を生じる時は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）により、委託期間における第1回目の支払い時に当該端数金額を合算することとする。

なお、乙に各月上限額を超える運行収入がある場合、その超える金額を翌月の運行に関する収入とみなし、翌月の現実の運行収入に加算することとするが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定される「会計年度及びその独立の原則」により、3月分の支払いに当該事象が発生する場合、直近支払いとなる2月分に遡り甲から乙に支払った委託費に充当することとし、甲は乙に対し納入通知書を発行し、乙は甲に対し当該充当額を支払うこととする。

ただし、当該遡及効が2月分で解消しない場合は、順次遡ることとし、当該遡及効が1会計年度を超える場合は、当該遡及効の原因となる運行収入の帰属先を甲と乙の間で確認し、本来帰属先となる者へ帰属させることとする。

3 前項において乙から甲へ支払いが生じる場合、甲は乙に対し民法第四章（不当利得）の規定は適用しないこととする。ただし、当該支払いは民法第484条第1項に規定する持参債務とし、また、甲から乙へ送付する支払いに係る納入通知書に記載される甲が指定する指定金融機関への振込手数料については、同法第485条を適用し、乙の負担とする。

（関係機関への諸手続き）

第16条 乙は、甲においてのみ実施可能なものを除き、本業務を実施するにあたり必要な関係機関に対する諸手続きについて、迅速に処理しなければならない。

（その他）

第17条 本仕様書に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上、これを定めるものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この事業を実施するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この事業の実施に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この事業が終了した後においても、同様とする。

(従事者への監督及び周知)

第3 乙は、この事業に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するよう監督するとともに、在職中及び退職後においてもこの事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この事業を実施するために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱い制限)

第5 乙は、この事業を実施するにあたって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この事業に関して知り得た個人情報をこの事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第7 乙は、この事業の実施に係る個人情報の管理の状況、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期又は随時に点検を行うとともに、漏えい、滅失、改ざん及びき損等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(消去等)

第8 乙は、この事業を実施するために一時的に作成した個人情報ファイル等は、不要となった時点で、消去又は廃棄しなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この事業を実施するために甲から提供された個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の事業所外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(特定個人情報の安全管理措置等)

第10 乙は、この事業を実施するために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8号で定める特定個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)乙は、特定個人情報の保護に関する規定及び体制を整備するとともに、人的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、それらを行ったことについて、特定個人情報を取り扱うまでに、甲に書面で報告しなければならない。

(2)乙は、従業員がこの事業に従事するに当たっては、あらかじめ特定個人情報の適正な取扱いに関する研修を従業員に実施し、その結果を甲に報告しなければならない。ただし、事業が複数年に及ぶもので、従業員が1年以上従事する場合は、1年ごとに研修を実施するものとする。

(3)乙は、従業員に対し番号法その他法令を遵守する啓発活動に努めなければならない。

(委託の禁止)

第11 乙は、この事業を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この事業の実施するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(第9ただし書の規定により複製したものを含む。)を、この事業の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの事業の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査し、又は本特記事項の遵守状況等の報告を求めることができる。

(事故発生時における報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第15 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。